

犬・猫等を飼養されている 皆さんへ

近年、動物



の飼養について
の関心が高
まり、動物と
の関わり方が変化し、動物に関わ
る様々なトラブルが発生している
中で、それに対処するため、
「動物の愛護及び管理に関する条例」
を長野県衛生部が制定しました。

この条例により、今まで明確で
なかった各種の事項が明文化され
ました。

多くの項目の中から、今回は特
に犬・ねこに関する主なポイント
をお知らせします。

責 務

飼い主は、動物を適正に飼養す
ることにより、動物の健康と安全
を保持し、動物による人の生命等
への侵害を防止し、動物が人に迷
惑を及ぼすことのないようにしな
ければなりません。

飼い主の遵守事項

- ① 適正にえさ及び水を与える
- ② 疾病等の健康管理を行う

皆さんへ

- ③ 種類、生態を考慮した飼育施設
- ④ 衛生的な飼養環境
- ⑤ 公共の場所や他人の土地等を損傷したり、汚さない
- ⑥ 異常な鳴き声等の迷惑防止
- ⑦ 逸走防止措置を講ずる
- ⑧ みだりな繁殖防止、不妊手術



犬の飼い主の遵守事項

- ① 人の生命等への侵害防止のため
に飼い犬を常に係留しておく
- ② 適正な方法で飼い犬のしつけを
行い、特に飼い主の制止に従う
よう訓練する
- ③ 住居の出入口その他、人の見や
すい箇所に飼い犬がいる標示を
する

ねこの飼養

ねこの飼い主は、ねこの疾病の
感染防止、ねこの健康
及び安全保持、周辺の
生活環境の保全の観
点から、ねこを屋内で
飼養するよう努める。



多頭飼養の届出

犬・ねこの飼い主は飼養する犬、
ねこの数が十（合算した場合を含
む）に達した時は、知事に届け出
なければなりません。

緊急時の措置

飼い犬が人をかんだ時は、飼い
主は直ちに知事に届け出なければ
なりません。

尚、この条例は今年十月一日か
ら施行となります。

このほかにも多くの事項があげら
れていますが、くわしくは飯田保健
所又は役場建設係にお問合せ下さい。

村制百二十周年記念 第二十三回村民ゴルフ大会

村制百二十周年記念 第二十三
回村民ゴルフ大会が七月九日、飯
田カントリー倶楽部において、九
十六名の皆様の参加により、盛大
に開催されました。

競技結果は次のとおりです。

- 優勝 牧島 光彦
- 準優勝 川上 勝彦
- 三位 林 善次
- ベストグロス 伊藤 敏宏

AETウィリアム・リーさん の後任にバス・ベンジャミン さん来村



バス・ベンジャミンさん

はじめま
はじめま
して。私の
名前はバス・
ベンジャミ
ンです。イ
ギリスから来ました。
日本に来ることができて、とて
も嬉しいです。また、下條中学校
で働くことをとても楽しみにして
います。

趣味は空手で、体を動かすこと
が大好きです。
魚料理が大好きな私は日本の
『寿司』を食べるのがとても楽し
みです。

英会話教室も頑張つてやりたい
と思います。多くの村民のみなさ
んと知り合いになって充実した時
間を過ごしたいと思っております
で、気軽に声をかけてください。

下條村のみなさんこんにちは。
二年間ありがとうございました。
下條村での生活はとても楽し
く充実した日々でした。

二年間お世話になりました。
ウィリアム・リー